

こんにちは 商工会です!

# 岩国西商工会 会報

【2016年 6月 第 28号】

発行：岩国西商工会

TEL 周東支所 84-0183

玖珂支所 82-2660

由宇支所 63-0753

平成28年度通常総代会を、5月26日(木)18時30分から本所(周東支所)において、ご来賓として行政及び金融機関はじめ多くのご臨席、また総代の皆様のご出席を頂き、盛会裡に終了しました。今年度の事業概要等を下記にて報告します。

平成28年度本会の、予算及び重点事業は次のとおりです。

(単位：千円)

収入科目	金額	支出科目	金額
会費	10,320	経営改善 普及事業費	54,026
県補助金	36,298		
市補助金	13,456	記帳機械化 事業費	5,160
使用料	1,100		
手数料	10,940	一般事業費	6,091
共済受託料	2,745		
連合会受託料	90	受託事業費	5
特別会計繰入金	6,600	管理費	18,577
引当金繰入収入	6,719	資産取得支出	400
雑収入	404	引当費	5,900
前期繰越剰余金	1,657	予備費	170
合計	90,329	合計	90,329

## 平成28年度 重点事業

### 【1】経営発達支援事業

・「情報化の推進」「円滑な事業継承の推進」「新規人材の確保と定着」の3つを柱とした企業支援メニューの活用

- ①地域の経済動向調査に関すること
- ②経済状況の分析に関すること
- ③事業計画の策定支援に関すること
- ④事業計画策定後の実施支援に関すること
- ⑤需要動向調査に関すること
- ⑥新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること

### 【2】地域経済総合活性化事業

- ・伝統ある玖珂縮を活用した新商品開発
- ・後継者育成のための機織り講習や販売体制の構築

お知らせ

## 平成28年度の雇用保険料率

- 雇用保険料率が引き下がります -

◆「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が平成28年3月29日に国会で成立しました。このため、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの雇用保険料率は右の表のとおり引き下がります。

◆平成28年度の失業等給付の雇用保険料率は、労働者負担・事業主負担とも 1/1000ずつ引き下がります。

【平成28年度の雇用保険料率】

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)		② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
		失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業		4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
(27年度)		5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産・ 酒造製造の事業		5/1000	8/1000	5/1000	3/1000	13/1000
(27年度)		6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業		5/1000	9/1000	5/1000	4/1000	14/1000
(27年度)		6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

※枠内の下段は平成27年度の雇用保険料率

金融

## 一日公庫のお知らせ

皆様の設備資金や運営の資金繰りを応援します!!

開催日： 由宇支所 平成28年7月15日(金)10:00~15:00  
周東・玖珂 平成28年7月12日(火)10:00~15:00

お願い

ご要望に出来る限り対応して参りたいと存じますので、事前に、商工会各支所にお申込みご相談ください。

周東支所	玖珂支所	由宇支所
(0827)84-0183	(0827)82-2660	(0827)63-0753

**JFC 日本政策金融公庫**  
**小規模事業者向けの**  
**無担保無保証人融資**

**マル経融資**

年金利1.30%※平成28年6月1日現在  
**融資限度額2,000万円**

返済期間 運転資金5年以内  
 設備資金7年以内  
 ご利用いただける方には要件があります。  
 お申し込み・お問い合わせはお近くの商工会まで！

**6月は「外国人労働者問題啓発期間」です**

「外国人雇用はルールを守って適正に！～雇入れ・離職時の届出と適切な管理は事業主の責務です」外国人（特別永住者を除く）労働者の雇入れ及び離職の際に、その氏名、在留資格についてハローワークへの届出が必要です。ハローワークでは、この届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言・指導や、離職した外国人への再就職支援を効果的に行います。また、事業主の方が外国人雇用状況の届出に当たり、在留資格等を確認することにより、不法就労の防止が図られます。

労働関係法令及び社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも日本人と等しく適用されます。外国人労働者が適切な労働条件及び安全衛生の下、在留資格の範囲内で能力を発揮しつつ就労できるよう雇用管理の改善に努めて下さい。

問合せ先  
 山口労働局職業対策課 (電話083-995-0383)  
 ハローワーク岩国 担当 島田 (電話0827-21-3281)

**平成28年度  
 岩国西商工会事務局一覧表**

由宇支所	
経営指導員	村元 宏治
補助員	吉田 哲平
一般職員	宮本 浩子
一般職員	出雲 忠

本所・周東支所	
事務局長	吉村 勝
経営指導員	栗山 翼
経営指導員	原田 将史
代替補助員	兼国 良子
記帳専任職員	渡邊 聡史
一般職員	松本 芳枝
一般職員	藤本 勝一
補助員(育休)	平井 友美子

玖珂支所	
経営指導員	西山 佑太
記帳専任職員	弘中 昭子
一般職員	中村 雅子
一般職員	山崎 達彦



※H28年4月1日現在

**新規(3人)**

**定年退職・退職(4名)**

経営指導員 原田 将史	一般職員 山崎 達彦
記帳専任職員 渡邊 聡史	
事務局長 出雲 忠	課長経営指導員 坂上 律男
主任補助員 兼国 良子	一般職員 山崎 恵子



**源泉所得税(納期の特例)の  
 納付期限は7月11日(月)まで!**

1月から6月までに支払った給与や報酬から源泉徴収した所得税の納付期限は7月11日(月)までとなっております。  
 ※支払った給与等から差し引く源泉所得税は、原則として徴収した日の翌月10日が納付期限となっておりますが、「納期の特例」を受けている事業者は、年2回にまとめて納付できます。  
 ※事前に税務署へ届け出が必要です。



**軽減税率対策補助金**

これらの導入パターンのすべてが補助金の対象となります

一部の販売店等では  
 補助金申請書の作成を  
 サポートしてくれます。



**■補助金制度の概要**

概要	複数税率に対応するレジの新規導入や、既存レジの複数税率対応のための改修を支援します。 <small>(レジには、POS機能のないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます)</small>
補助率	①導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合：3/4 ②導入費用3万円以上の機器：2/3 ③タブレット等の汎用機器：1/2
補助額上限	レジ1台あたり20万円。さらに、新たに行う商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、1台あたり20万円を加算。複数台を導入する場合は、1事業者あたり200万円を上限。
補助対象	●レジ本体 ●レジ付属機器 (レシートプリンタ・キャッシュドロー・バーコードリーダー・クレジットカード決済端末・カスタマーディスプレイ等) ●機器設置に要する経費 (運搬費を含む) ●商品マスタの設定費用 <small>※リースの場合も対象です。また、具体的な対象機種等は、ホームページで公表します。</small>
申請手続き	基本的には、申請書数枚と証拠書類で申請が可能です。また、申請者自身による申請に加え、ホームページで公表する一部のメーカー、販売店、ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。
申請のタイミング	機器購入後または改修完了後60日以内 (申請は随時受付を行っています)

**■補助金申請の対象期間**

